様式第六号（第九十三条関係）

（裏面）

注意事項

1．この証の交付を受けたときには、すぐに住所欄に住所を自署して大切に保持してください。

2．この証によって療養を受ける際に支払う一部負担金の額は、保険医療機関等又は指定訪問看護事業者ごとに１か月につき、別に定められた額を限度とします。

3．保険医療機関等又は指定訪問看護事業者について療養を受けるときには、必ずこの証を被保険者証に添えてその窓口で渡してください。入院療養を受ける場合には、退院するまで、この証は保管されて、退院の際に返付されます。

4．被保険者の資格がなくなったとき、日本国内に住所を有する者が75歳に達したとき、65歳以上75歳未満の者が後期高齢者医療広域連合の障害認定を受けたとき、被扶養者でなくなったとき、認定の条件に該当しなくなったとき又は有効期限に達したときは、直ちにこの証を保険者に返してください。ただし、船舶所有者を経由しても差し支えありません。

5．不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けます。

6．表面の記載事項に変更があった場合には、速やかにこの証を保険者に提出して訂正を受けてください。ただし、船舶所有者を経由しても差し支えありません。

備考

1．この証の大きさは、縦127ミリメートル横91ミリメートルとする。

2．この証は、対象者ごとにこれを作成すること。

3．「男女」欄は、該当しない文字を抹消すること。

4．対象者が被保険者であるときは、表面の「適用対象者」の欄の「氏名」欄に被保険者本人と記載し、対象者が被扶養者であるときは、それぞれの欄に該当事項を記載すること。

5．適用区分欄には、適用対象者が船員保険法施行令第９条第１項第２号又は第２項第２号に掲げる者である場合は「ア」と、同条第１項第３号又は第２項第３号に掲げる者である場合は「イ」と、同条第１項第１号又は第２項第１号に掲げる者である場合は「ウ」と、同条第１項第４号又は第２項第４号に掲げる者である場合は「エ」と、同条第３項第４号又は第４項第４号に掲げる者である場合は「現役並みⅠ」と、同条第３項第３号又は第４項第３号に掲げる者である場合は「現役並みⅡ」と記載すること。

6．別途被保険者等に周知することにより、注意事項を省略することができる。

（表面）

船員保険限度額適用認定証

令和　　年　　月　　日交付

被保険者	記　号	㊫	番　号	（枝番）
	氏　名			男 女
	生年月日	昭和・平成・令和　　年　　月　　日		
適用対象者	氏　名			男 女
	生年月日	昭和・平成・令和　　年　　月　　日		
	住　所			
発効年月日		令和　　年　　月　　日		
有効期限		令和　　年　　月　　日		
適用区分				
保険者	所在地			
	保険者番号 名称及び印			